

# 市民参加実施予定シート

予 定  
令和4年4月1日時点

担当課（ スポーツ振興課 ）

## 1 市民参加の手續 実施予定について

タイトル	東部市民プール廃止(案)とそれに伴う東小学校のプール開放及び東部公民館駐車場の拡張について	市が考える市民等への影響	メリット ・東部地域のプールが、比較的新しいプールになる。 ・学校開放により利用料が無料になる。 ・不足している東部公民館の駐車場が広がる。 デメリット ・学校のプールを活用することにより、開放期間が短くなる点及び常設の幼児用プールが無い点。
正式名称	東部市民プール廃止(案)とそれに伴う東小学校のプール開放及び東部公民館駐車場の拡張について		
概要	東部市民プールは、市民の健全なる身体の増進と健康的な生活の向上を図ることを目的として、昭和58(1983)年に建設され、長年市民から親しまれてきたが、ろ過機が故障したことから、今年度は開放を中止した。代替として、東小学校のプールを開放したところ、利用者の方から大変好評を得る結果となった。また、東部市民プールに隣接する東部公民館は、駐車場不足が顕在化している。このような状況を踏まえ、東部市民プールを廃止し、来年度以降も引き続き東小学校のプールを開放することとし、プールの跡地については、東部公民館の駐車場として拡張整備する方向で検討するもの。		

### (1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

### (2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)				
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数実施	住民説明会	令和3年12月26日	東部地域の住民	東部地域の課題であることから、地元での説明会とする。市民の生涯学習に関する事項なので、生涯学習審議会に諮問する。
	生涯学習審議会	令和4年1月14日	幅広い市民傍聴	

### (3) 市民参加のスケジュール(予定)

令和 年度		令和3年度												令和 年度	
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
											住民説明会	生涯学習審議会			

## 2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由